

平成21年第350回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成21年6月19日(金曜日)午後 1時開議

- 日程第 1 議案第41号・第42号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 請願第3号
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 請願第4号・第5号
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第46号・第47号
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第45号
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 6 選挙第2号 選挙管理委員長及び同補充員の選挙について
- 日程第 7 発議第4号 政府が備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める意見書
(案)
- 日程第 8 発議第5号 核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書(案)
- 日程第 9 閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 10 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(16名)

1番	青 山 英 樹 君	2番	竹 元 孝 夫 君
3番	鈴 木 隆 司 君	4番	鈴 木 一 夫 君
5番	藤 井 精 七 君	6番	棚 木 良 一 君
7番	大 木 義 正 君	8番	角 田 秀 明 君
9番	熊 田 宏 君	10番	永 沼 義 和 君
11番	諸 根 重 男 君	12番	遠 藤 守 君
13番	根 本 信 雄 君	14番	吉 田 伸 君
15番	栗 崎 千 代 松 君	16番	柏 村 栄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	圓谷誠君
総務課長	会田光一君	税務課長	小林伸幸君
町民生活課長	円谷一雄君	保健福祉課長	深谷昌利君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤源太君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	堀勇次君	会計管理者兼 出納室長	小針茂君
教育次長兼 学校教育課長	坂路寿紀君	生涯学習課長	水戸光男君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	内藤正昭	主幹兼 局長補佐 兼次長	水戸邦夫
--------	------	--------------------	------

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（柏村 栄君） 去る6月16日の本会議において各常任委員会、第1、第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題とし、審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第41号、議案第42号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第1、議案第41号、議案第42号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、総務常任委員会審査結果報告をいたします。

第350回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりでございます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第41号、第42号の審査結果は次のとおりであります。

議案第41号 矢吹町職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、職員の相互共済及び福利増進から互助団体の規約の定めるところにより、期限のついた職員についても一般職員同様に職員共助会の会員になれるよう所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本案は、国民健康保険給付費等に対する平成21年度分の国民健康保険税の算定に当たり、当該保険制度の健全な運営から医療費分の所得割額を現行の6.10%から7.35%に、世帯別平等割額を現行の25,400円から26,400円に、特定世帯が12,700円を13,200円にそれぞれ改定増するもので、あわせて低所得者に対する軽減額を7割軽減分において1世帯当たり現行の17,780円から18,480円に、特定世帯が8,890円から9,240円に、5割軽減分においては、現行の12,700円から13,200円に、特定世帯が6,350円から6,600円に、2割軽減分においては、現行の5,080円から5,280円に、特定世帯が2,540円から2,640円に、それぞれ改定するため、所要の改正をするものであります。

討論に入り、棚木委員から国民健康保険税の値上げは町民の暮らしに大きな影響があることから反対する意見、一方遠藤委員からは大変厳しい財政運営が強いられる中、財政的配慮など保険税の値上げを最小限に抑えたことを評価し、本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番(棚木良一君) 議案第42号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

我が町の国民健康保険税は、県内において高いほうで、第2位。町の部、第1位を長年保っていることはご承知のとおりであります。福島駅伝なら大変喜ばれますが、余りにも高い国保税には町民の皆さんからは悲鳴が上がっています。それだけに、払い切れる国保税にすることと町民の暮らしと健康を守ることは町政の最大の課題でもあります。しかし、議案第42号は国保税の条例改正は所得割で100分の6.10から100分の7.35と100分の1.25の増、平等割で2万5,400円から2万6,400円と1,000円の増にみられるように、国保税の値下げではなく町民にとっては値上げであります。国保税の高くなった原因については、これまでも言ってきましたが、国民健康保険は1984年まで医療費の45%の補助金が国庫から出されていましたが、85年以降38.5%に削減され、これをきっかけに国保税の高騰が続き、厚生労働省の平準化政策によって、無収入者や低所得者も所得に関係なく徴収する応益割の保険税の割合が増加し、担税能力から見ても異常で、過酷な保険税となっているわけがあります。

また、介護保険制度が2000年4月から実施されたのに伴い、40歳から65歳までの第2号被保険者は所得などに応じて異なる介護保険料が国保税として徴収されるようになり、これらの結果保険税が払えない滞納世帯が急増してきているわけであります。3月の当初予算のときにも言いましたが、全国の滞納世帯は平均で21%、県は22.7%、矢吹町は27%とはるかに多いわけであります。このことをみても担税能力のない所得の少ない方々にまたまた重い税金をかければ、滞納に滞納を生む結果になってしまいます。

これでは、これまでどおりのマンネリ化した帳じり合わせの対応であります。100年に一度の経済不況のとき、一般財源から7,000万円の繰り入れは評価できますが、国保積立基金6,000万円もあるわけです。値下げはともかくとしても、財政3カ年計画も3年経たないで見通しがついたと言っているわけでありますから、せめて値上げはしない対応はできると思います。議案第42号は国保税の値上げになりますので、私は町民の健康と暮らしを守る立場から反対をいたします。

○議長(柏村 栄君) そのほかございませんか。

12番、遠藤守君。

[12番 遠藤 守君登壇]

○12番(遠藤 守君) 議場の皆さん、ご苦労さまでございます。

賛成討論を行います。私は議案第42号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成する立場で討論をいたします。国民健康保険制度は住民の命と暮らしを守り、健全な国民健康保険の財政運営を図るため、医療制度の中で重要な役割を果たしているのは、皆様ご承知のとおりであります。国民健康保険税は、健康保険制度を運営するための目的税でありますので、その運営費用は加入者全体で負担するものであります。今年度の改正は医療分の応能割の所得割額を1.25%、応益割の世帯別平等割額を1,000円値上げするものであります。介護分、支援分につきましては据え置きであります。今回の改正は、国民健康保険事業の運営上やむを得ない低所得者に配慮した最小限の値上げだと判断いたします。私も、このような経済不況の中にあつて矢吹町の国民健康保険税を値上げすることは、加入者の皆様に非常に心苦しいものがあります。しかし、一般会計から7,000万円もの多額の繰り入れをして、16%以上の値上げをしなければならないところを被保険者1人当たり

2.67%に抑えたことは評価するものであります。また、現在の非常に厳しい状況下での各課の日ごろの努力に対し、敬意を表し、今後も徴収率の向上、医療費の抑制に努力をお願いするものであります。

よって、私は議案第42号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例に賛成いたします。創意工夫された議案でございますので、皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げて終わりいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認めます。これにて討論は終結いたします。

これより議案第41号 矢吹町職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎請願第3号の委員長報告、質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第2、請願第3号を議題といたします。

本件に関し副委員長の報告を求めます。

文教厚生常任副委員長、14番、吉田 伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） それでは、第350回矢吹町議会定例会において、当文教厚生委員会に付託された案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から7番までは割愛させていただきます。

8番、審査結果。

当委員会に付託されました請願第3号の審査結果は次のとおりであります。

請願第3号 2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める請願書。

本件は、国の関係機関に、子供たちの安心・安全な学校生活の安定ときめの細かい教育実現のため、教職員定数の改善と国の教育予算の拡充について意見書の提出を求めるものであります。

討論に入り、藤井委員から請願の趣旨に賛同する意見、一方、永沼委員からは本委員会でも十分な調査が必要であることから継続審査とすべき意見があり、挙手採決の結果、賛成少数により、請願第3号は継続審査にすべきものと決しました。

以上のおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの副委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑ないものと認め、これで質疑を終結いたします。

請願第3号 2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める請願書の副委員長報告は継続審査であります。

◎請願第4号、請願第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第3、請願第4号、請願第5号を一括議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 産業建設常任委員会審査結果報告書。

第350回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の6番まではごらんのとおりでございまして、省略させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました請願第4号、第5号の審査結果は次のとおりであります。

請願第4号 「農地法改正案」に反対し、廃案を求める請願。

本件は、国の関係機関に、農地法の一部を改正する法律案の廃案について意見書の提出を求める請願であります。

討論に入り、根本委員から請願の趣旨も理解するが、農地の有効利用など社会情勢の変化も考慮すべき意見、鈴木委員からは農産物の多目的活用など多くの検討余地もあることから、それぞれ継続審査とすべき意見があり、請願第4号は継続審査にすべきものと決しました。

請願第5号 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願。

本件は、国の関係機関に、政府が決めた備蓄ルールに基づいた備蓄米の買い上げの実施について意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

請願第4号 「農地法改正案」に反対し、廃案を求める請願の委員長報告は継続審査であります。

これより請願第5号 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号は採択と決しました。

◎議案第46号、議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより議案第46号、議案第47号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1 予算特別委員長、13番、根本信雄君。

〔13番 根本信雄君登壇〕

○13番（根本信雄君） 第1 予算特別委員会審査結果報告書。

当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条により報告いたします。

1 番目から6 番目までは省略いたします。

7 番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第46号、第47号の審査結果は次のとおりです。

議案第46号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ2,101万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,257万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金、繰越金をそれぞれ増額し、国民健康保険税及び国庫支出金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、後期高齢者支援金等を増額し、保険給付費を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号 平成21年度矢吹町土地造成事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ692万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,875万

6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、事業収入を増額するものであります。

歳出の主な内容は、土地造成事業費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第46号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

これより議案第47号 平成21年度矢吹町土地造成事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより議案第45号を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員長、2番、竹元孝夫君。

〔2番 竹元孝夫君登壇〕

○2番（竹元孝夫君） 第2予算特別委員会審査結果報告書。

第350回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条により報告いたします。

なお、報告書の中で1番から7番までは割愛させていただきます。

8番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第45号の審査結果は次のとおりです。

議案第45号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億9,504万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億7,184万1,000円とするもので、あわせて債務負担行為の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、県支出金、繰入金をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費、教育費をそれぞれ増額するものであります。

債務負担行為の補正については、矢吹町健康センター指定管理料について追加するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番、青山英樹君。

〔1番 青山英樹君登壇〕

○1番（青山英樹君） 議案第45号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）に反対の立場で討論を行います。この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ2億9,504万1,000円を追加するものでありますが、内訳として款5教育費、項中学校費におきまして9,614万円を中学校改築に着手する各種委託料等として最終予算に補正計上されるものでありますが、この1点につきまして、以下に述べる理由により反対するものでございます。

まず初めに、中学校改築においてその財源として不可欠な交付金等に関しまして、「スクール・ニューディール構想」での資産額は16億円を見込むとのことですが、関係機関の担当者によりますと確約するものではないとのことであり、この時点にあって改築での町民負担額が確定していないまま事業を進めること自体、町民への説明責任を果たし同意を得たといえるのかどうか疑問であります。

次に、他の市町村の耐震化を見ても突出する31億2,000万円という巨額な費用は、当町の年間予算の6割にも達し、鉄筋コンクリート一部3階建てに関しましても、町民からは木造平屋か2階建てで機能性を考慮し、シンプルで町民負担を最大限抑えた校舎を希望する声が多いこと、財政面や教育的観点から考えて、補強と改修による整備を訴える方々も根強いこと、また、さきの説明会においてPTA関係者の出席者が多く見られる中、図面や模型もまだ見ておらず、情報が少ない中での着工となること、そして、実施設計でどれだけの要望が受けられるのかなどの不透明感もあり、さらに町民とのコンセンサスを図る必要性が望まれると判断されるわけであります。

3点目として、中学校基本構想策定委員会の答申から7年の月日が経過しており、7年という歳月の経過に

はさまざまな社会情勢の変化もうかがえ、それに伴って、町民のニーズも変化の様相を呈すものであります。基本構想策定委員会の答申書によりますと、中学校建設については、ただ単に古くなったから、耐震診断の結果が出た、だから学校をつくるという発想ではなく、しっかりとした教育理念、方針をもとに、その目標を達成するための学校づくりが必要とあります。また、学校は地域とともにあり、ともに歩み、時を刻み、多くの町民がかかわるものであり、建設に当たっては将来に悔いを残さない、町民が誇れる学校づくりを基本に進めていくことを要望とあります。説明会での参加者からも今だからこそもっと議論をという声もありました。

最後に小学校の耐震化についてであります。これも早急に対応すべき問題であります。中学校に限ってのみ予算化することなく、小学校の耐震化も合わせてその実施計画を町民に示されるべきと考えます。およそ以上の点について、明確に町民に示し得ないまま予算を計上することは、町民の信頼にこたえていない予算編成であるとの認識に立ち、今議会での上程に反対するものであります。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

14番、吉田 伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 私は、議案第45号に賛成の立場で討論いたします。皆様ご承知のとおり、この中学校建設に関しては15年という年月を経ています。15年ということは藤井議員、永沼議員の時代からやっておるわけです。そこら辺をもう一度よく考えていただきたいと思います。きのう、きょう始まった問題ではありません。あの中学校を見たならば、またそういうふうなあぶくま時報に書いてありました。町民の声ということで。ぜひとも矢中の体育館で説明会をやっていただきたいと。まさに、そのとおりだと思います。言葉でつくすよりは、現状をきちんと見て、そうして町民の方にわかっていただきたいと、私もそういう案も1つの事例ではなかったかとそう思っております。

矢吹中学校の整備については、町の宝であり、未来を担う子供たちに安全で安心な教育環境を実現するために、これは早期に完成しなければなりません。今回、国の「スクール・ニューディール構想」において、Is値が0.3以下の施設について全面的に整備することとしておりますが、財政的にも国庫補助金の増額や、特に今年度中の申請については工期を通し臨時交付金が交付されることから、町の負担が約9億4,000万円、大幅に軽減されます。これまでにない有利な財政処置がされる内容であり、この補助制度によって建築していただきたいと切に願うものでございます。

私は、きのうから、いや、おとといからですか、各地域町民の皆さんの意見を聞いて回りました。大部分の方が早く、早くつくってください、と生の声で聞いております。これは、議員の皆さんも皆さんが心に思うことだと思います。方法論を論じているところではないんです。そう私は皆さんに訴えて、賛成の立場から皆さんのご賛同をいただきたいと思っております。切にお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第45号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会、特別委員会付託案件などの審議、採決はすべて終了いたしました。

◎選挙第2号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙第2号を事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは指名いたします。

選挙管理委員に、根本喜隆氏、住所、矢吹町堰の上340番地、生年月日、昭和13年4月18日。鈴木博知氏、住所、矢吹町中町245番地、生年月日、昭和14年10月6日。長尾直幸氏、住所、矢吹町松房116の2、生年月日、昭和12年6月24日。浅川英夫氏、住所、矢吹町三城目195番地、生年月日、昭和13年7月20日。また、選挙管理委員補充員に、大木洋子氏、住所、矢吹町本町9番地、生年月日、昭和17年12月8日。深谷壽夫氏、住所、矢吹町中町428番地、生年月日、昭和21年1月13日。鈴木峰子氏、住所、矢吹町寺内西164番地、生年月日、昭和22年11月11日。鈴木政二氏、住所、矢吹町神田西32番地、生年月日、昭和17年10月4日。

以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました根本喜隆氏、鈴木博知氏、長尾直幸氏、浅川英夫氏は選挙管理委員に、大木洋子氏、鈴木峰子氏、深谷壽夫氏、鈴木政二氏は選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。ただいま当選されました補充員の補充順序は、引き続き補充員となりました大木洋子氏を1番、鈴木峰子氏を2番とし、新たに選任されました深谷壽夫氏を3番、鈴木政二氏を4番といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は1番大木洋子氏、2番鈴木峰子氏、3番深谷壽夫氏、4番鈴木政二氏と決定いたしました。

以上のおり選挙管理委員補充員の補充順序が決定されました。

以上で選挙管理委員等の選挙は終結いたします。

会期中に議員から追加案件の提出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開くため、暫時休議いたします。

（午後 1時41分）

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午後 1時58分）

◎日程の追加

○議長（柏村 栄君） 次に、追加議案等の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

ただいま開催されました議会運営委員会の結果について報告させていただきます。

会期中に議員から追加案件発議2件が提出されました。また、文教厚生常任委員会委員長から閉会中の所管事務調査申し出、並びに産業建設常任委員会、議会運営委員会の各委員長から閉会中の継続調査申し出が提出されました。また、議員の派遣についての取り扱いについて、議会事務局長から説明を求め協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終了します。よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程につきましては、お手元の資料のとおりであります。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第7、これより発議第4号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 政府が備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買入れを求める意見書（案）

農水省は、08年産米の生産量を866万トンとし、需要量は855万トンと予測して集荷円滑化対策によって「豊作過剰米」10万トンを2月に買入れ、変則的に政府備蓄米に充当しました。これにより、米の需給は均衡しているとしてきましたが、米価は4月以降、一気に下落し、市中相場はコシヒカリを中心に60kg当たり1,000円以上も下落しています。

その原因には、昨年の11月以降、景気の底割れ状態の下で米の需給が落ち込み、4月からの輸入小麦価格の大幅値下げ（14.8%）、MA汚染米事件やその後のカビが続出していることによる米消費への影響等が考えられます。こうした中、量販店は「生活対応」などと称して5kg当たりで200円、300円と、中には500円超の値下げ販売を行っております。更にコンビニや量販店も弁当を200円台で大々的に売り出し、業界紙は「過去最高の値下げ競争」とも報じています。

こうした動きは米価の重大な値下げ圧力となり、こうした事態を放置することになれば、09年産の価格への大きな影響も懸念されます。

また、農水省は備蓄米の適正な在庫は100万トンとし、売れた量だけ買入れるのが「備蓄ルール」としてきましたが、昨年6月末の備蓄米は99万トン、この間の販売見込みは約21万トンであり、今年6月末に100万トンの在庫を維持するためには、最低22万トンの買入れが必要となります。しかしながら、農水省では正規な備蓄米の買入れは全く行われておりません。そればかりか、05年産の備蓄超古米を安値で売却して米価暴落を誘導しています。こうした状況が放置されれば、政府が育成の対象としている担い手農家を含めて米の再生産の基盤が失われることは明白であります。

よって、米価安定のため、次のとおり要望するものであります。

記

1. 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の備蓄米の買い上げを直ちに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月19日。

内閣総理大臣 麻生太郎殿、 農林水産大臣 石破茂殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより発議第4号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第4号 政府が備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより発議第5号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書（案）

核不拡散条約（NPT）再検討会議の準備委員会は5月6日、来年5月の再検討会議の議題に、「核兵器の全面廃絶に対する核兵器の保有国の明確な約束」をうたった2000年の再検討会議の合意文書を踏まえたNPTの運用見直しを含めることを全会一致で合意しました。前回2005年の会議ではなんらの合意のないまま終了しましたが、今回の合意は、核兵器全面廃絶へ核兵器保有国の「約束」を復活させるものです。

オバマ大統領は、4月5日にプラハでおこなった演説で、核兵器廃絶を国家目標とすることを初めて明示するとともに、「核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、米国は行動する道義的責任がある」と述べ、「核兵器のない世界」に向けて「一緒になって平和と進歩の声を高めなければならない」と、世界の諸国民に協力を呼びかけました。5日の準備委員会で読み上げられたメッセージでオバマ大統領は、「核兵器

のない世界の平和と安全保障の追及」を改めて訴え、「米国がNPTの約束を果たす」と表明しました。こうした国際的な動きは、核兵器廃絶への機運として重要です。

今こそ、日本政府が、被爆した世界でただ一つの国の政府として、来年のNPT再検討会議で核兵器廃絶の明確な約束が再確認・履行され、日本政府が主導的役割を果たすとともに、核保有国をはじめ国際社会に対して、核兵器廃絶国際条約の締結めざして国際交渉を開始するよう働きかけることを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成21年6月19日。

内閣総理大臣 麻生太郎殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

皆様方のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） これより発議第5号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

発議第5号 核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書（案）提出について採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決し、提出することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、発議第5号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（柏村 栄君） 日程第9、これより閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、文教厚生常任委員会委員長から所管事務調査、産業建設常任委員会委員長から会期外付託調査の申し出、議会運営委員会委員長から次期定例会の運営協議のための会期外付託の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員会委員長からの所管事務調査、産業建設常任委員会委員長から会期外付託調査の

申し出、議会運営委員会委員長から次期定例会の運営協議のための会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（柏村 栄君） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて第350回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

（午後 2時11分）